

お知らせ

- 一. 西日本高速道路株式会社は、次の都市計画事業を遂行します。
 - 一 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路事業 一・四・〇〇二号 広島県道路
 - 二 施行者の名称
西日本高速道路株式会社
 - 三 事務所の所在地
広島市安佐南区西原五丁目八番九号
 - 四 事業地の所在
広島県安芸郡坂町字長谷，字法大神，字狐田，字釜ヶ谷，字魚見，字小浦，字上水尻，字水尻，字水落山，字亀石山，字亀石，字スドコ，字東ヶ迫，字向田字向田平，鯛尾一丁目，横浜西一丁目，横浜中央一丁目，横浜中央二丁目，横浜中央三丁目，横浜東一丁目，横浜東二丁目，坂西一丁目，植田二丁目，植田三丁目，植田四丁目，小屋浦二丁目小屋浦三丁目及び小屋浦四丁目地内
広島県安芸郡坂町字亀石山及び亀石地先国有林敷地
- 二. この事業は法律によって次の制限があります。
 - 一 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、その土地建物等の所在地，予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を，定められた様式によって施行者である西日本高速道路株式会社へ届出なければなりません。
 - 二 西日本高速道路株式会社によっては，届出のあった価格で買い取ることができます。
 - 三 届出後三十日，又は西日本高速道路株式会社が買い取らない旨の通知をする日までは，土地建物等を譲り渡してはいけません。
 - 四 届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は，罰せられることがあります。
- 三. その他
土地収用法に基づく裁決申請の請求，補償金の支払請求及び明渡裁決の申立ての内容等については，西日本高速道路株式会社 中国支社 広島工事事務所へお問合せください。
電話（〇八二）五五四・（〇一一五）